

川崎市美化運動実施事業補助要綱

(総則)

第1条 美化運動の実施に関し、川崎市美化運動実施支部（以下「支部」という。）の積極的な活動を奨励するために、市長がこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、支部の代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、支部の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は次のとおりとする。

- (1) 支部の運営（諸会議、研修会等）
- (2) 支部の実践活動（清掃、花いっぱい等）
- (3) 支部の広報活動（印刷、催し物等）

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする支部は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(補助の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行い、補助金交付の指令を行うものとする。

(事業に対する指示)

第6条 市長は、事業の執行について必要な指示をすることができる。

(事業の報告及び決算)

第7条 補助金の交付を受けた支部は、当該年度終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 決算書

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた支部が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付指令を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金交付条件に違反したとき
- (2) 補助事業の施行が不相当と認めたとき
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 第2条第2項に該当することが判明したとき。

(確認)

第9条 市長は、必要に応じ、支部の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

付 則

この要綱は昭和38年11月22日から施行する。

この改正要綱は昭和62年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成7年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成11年4月1日から施行する。

この改正要綱は平成24年4月1日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

川崎市長 様

申請者 住 所

団 体 名 川崎市美化運動実施 支部

代表者名 支部長

申請者住所
生年月日 H. S. T 年 月 日生
性 別 男 ・ 女

美化運動補助金交付申請書

川崎市美化運動実施事業補助要綱に基づき、別添事業計画書及び予算により地区の美化運動を実施したいので、補助金の交付を申請します。

金 円

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。